

洞爺湖有珠火山マイスター認定要領

1 目的

この要領は、洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が実施する洞爺湖有珠火山マイスター（以下「火山マイスター」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

2 火山マイスターの名称

認定する名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター」とする。

3 火山マイスターの認定

(1) 認定の要件

洞爺湖有珠火山マイスター認定審査実施要領で定める認定審査の合格者を火山マイスターとする。

(2) 認定書の交付

火山マイスターに対し、「洞爺湖有珠火山マイスター認定書」（第1号様式）（以下「認定書」という。）及びネームプレート（第2号様式）を交付する。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスター名簿への登載

火山マイスターを「洞爺湖有珠火山マイスター名簿」（第3号様式）に登載する。

(4) 火山マイスターの公表

火山マイスターの氏名及び居住市町村名を、速やかに公表する。

4 返納

火山マイスターの認定を受けた者は、申し出（第4号様式）により称号を返上することができるものとする。

5 取り消し

(1) 火山マイスターの認定を受けた者が、信用を著しく傷つける行為等により、火山マイスターとして不適格であると認められるときは、洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会の意見を聴いて、称号を取り消すことができるものとする。

(2) 称号を取り消された者は、遅滞なく認定書を返納するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、火山マイスターの認定に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

この要領は、平成21年9月3日から施行する。

この要領は、平成22年8月27日から施行する。

この要領は、令和元年5月9日から施行する。